

「道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議」設置要領

（設 置）

第1 北海道（以下「道」という。）と札幌市（以下「市」という。）は、「道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議」（以下「連携協力会議」という。）を設置する。

（目 的）

第2 連携協力会議は、広域自治体である道と政令指定都市である市について、道と市の役割分担及び連携協力のあり方や、いわゆる二重行政に関する調査における検討項目等に関する協議を行うことにより、改善に向けた方策を取りまとめ、行政運営の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

（検討事項）

第3 連携協力会議では、次の事項について検討を行う。

- (1) 道と市の役割分担及び連携協力のあり方
- (2) いわゆる二重行政に関する個別の課題
- (3) その他、道と市との協議により追加した事項

（構 成 員）

第4 連携協力会議は、次の職員をもって構成する。

- (1) 道総合政策部地域行政局長及び地域行政局の職員
- (2) 市総務局行政部長及び行政部の職員
- (3) 第3の検討事項に関係する道及び市の担当部局の職員

（開 催）

第5 連携協力会議の開催は、道及び市の協議により決定する。

2 連携協力会議は、課題や検討項目に応じ、道及び市における関係職員等の出席を求めることができる。

（ワーキング・グループの設置）

第6 検討に当たっては、必要に応じ、ワーキング・グループを設置することができる。

（庶 務）

第7 連携協力会議の庶務は、道においては地域行政局、市においては行政部で処理する。

（そ の 他）

第8 この要領に定めるもののほか、連携協力会議の運営に関し必要な事項は、道及び市の協議の上、定める。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。